行政とちぎ

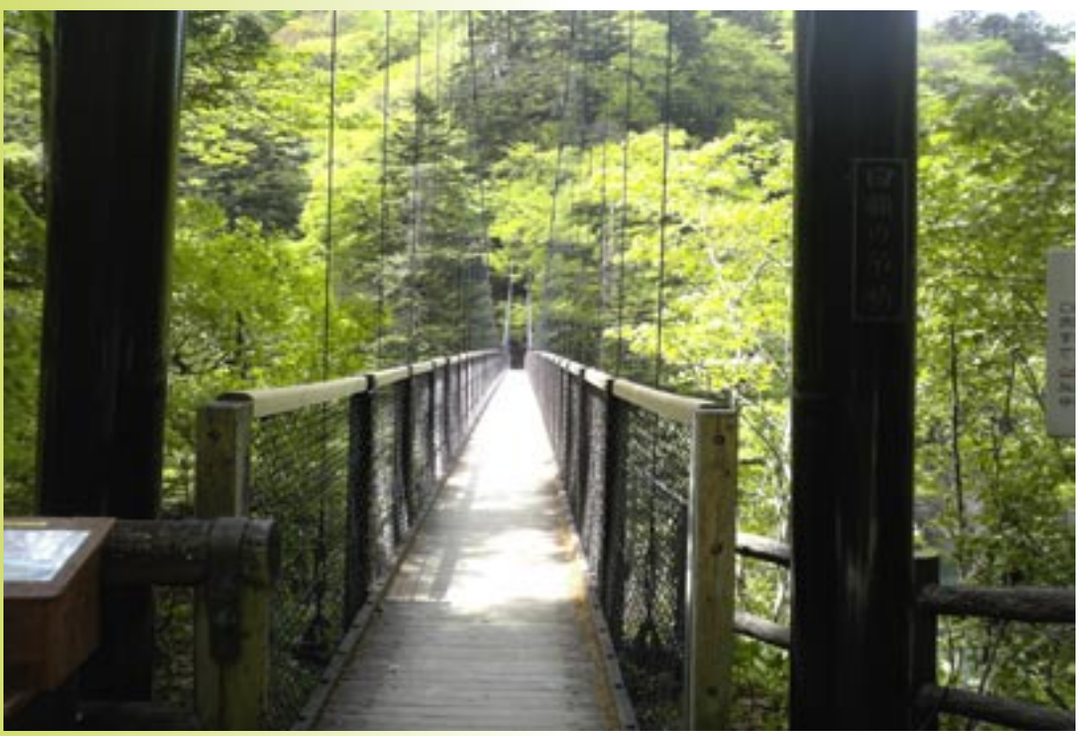

回顧の吊橋（那須塩原市）

2006. 6
No.354

－　目　次　－

□地域密着型の行政書士・・・・・・・・・・・・・・・２
□平成１８年度定期総会開催・他・・・・・・・・３～４
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～７
□「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
□会社法施行に伴う建設業施行規則・経営事項審査の修正について・・・・・・・・・・９
□建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
□今後の基幹技能者制度の推進に関する指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
□電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の公布について・・１２
□登記申請のオンライン化について（黒磯出張所）１２
□不動産登記事務がコンピュータ処理に変わります（烏山支局）・・１３
□研修会のお知らせ・・・・・・・・・・・・１３～１４
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
□政連だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・・１８
□アドちゃんの談話室・・・・・・・・・・・・・・・１９
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・・２０
□会員の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
□会員ギャラリー・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

栃木県行政書士会

地域密着型の行政書士

栃木県行政書士会　会長　浅野吉知

去る５月１９日に開催した平成１８年度定期総会、政治連盟定期大会は総会会場を十数年ぶりに宇都宮市から移動して県南の小山市において開催、小山支部のご協力を得て盛会の内に開催することができました。会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

昨年度は私が会長に就任してまもなく、阪神地区における会員が職務上請求用紙の不正事件を起こし、連合会は緊急にその対策として、昨年８月全面的に請求用紙の取り扱いの規定を厳格に定め、新しい請求用紙を作成、会員においては、今までの用紙との交換等を短時間に行うということがありました。

ご承知のとおり、戸籍、住民票の請求取得は行政書士業務に欠かせません。会員の皆様は個人の人権に係わる書類でありますので、一層、厳格に請求用紙の取り扱いに注意を払って頂きたいと思います。

さて今年度は、各業務部門の充実を図るために予算を前年度より多く計上いたしました。

昨年に引き続き、研修部では毎月何らかの研修が実施されます。実務に役立つ研修ですので多くの会員の参加を期待いたします。

これからの行政書士の業務は、電子申請の時代となります。当会ではＩＣＴ特別委員会が県庁、及び宇都宮市が計画している電子申請システム構築から意見交換を行い、県民に使いやすいシステム構築に向けて今年度も活動を行います。

また、連合会では隣接法律専門職への参入対応として、ＡＤＲ（裁判外紛争処理）に力を入れております。当会では今年度、それらの対応を行うため、ＡＤＲ特別委員会を設置し、活動を展開してまいります。

私は、職域の拡大は、当会自身の広報活動は勿論のこと、会員の皆様の一番身近にある支部にあると考えます。地域の方々に行政書士の役割を十分理解していただく必要があると思います。そのため、今年度、支部長の意見を反映するために支部長懇談会を開催いたします。

当会には、行政書士議員連盟があり、地域の役所への連絡調整等に議員連盟の皆様の応援を頂き進めてまいります。

今年の春の叙勲において、５月１１日当会顧問住吉和夫先生が旭日中綬章を受章、５月１７日当会相談役岸宏先生が黄綬褒章を受章されました。本当に両先生に心よりお祝いを申し上げます。また栃木県行政書士会にとっても大変名誉なことであります。

長年当会事務局に勤務いたした増田事務局長が５月１９日定年退職いたしました。

今後はまだ経験が浅い事務局員体制となりますので会員の皆様には幾分不便をおかけするかと思いますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、時代の流れに遅れることなく、地域密着型の行政書士を目指し、会員の地位向上のため一生懸命頑張ります。

平成１８年度定期総会開催

平成１８年５月１９日(金)午後１時３０分から、小山市の「小山グランドホテル」２階　飛天の間で、委任状を含めた４２３名の会員出席のもと、平成１８年度栃木県行政書士会定期総会が開催されました。

来賓の、栃木県文書学事課長繪面秀俊様、日行連相談役住吉和夫様から、それぞれご挨拶を頂いた後、知事表彰状授与となり、本年は、塩那支部宮嶋幸雄氏が受賞されました。続けての会長表彰状授与のあと、定年退職される増田事務局長に感謝状が贈られました。

今年の議長団は、鹿沼支部山ノ井一男会員、宇都宮支部高橋江美会員のお２人で、山ノ井一男議長の、自称「美女と野獣」の就任挨拶の後、第１号議案から第６号議案までの議事に入りました。

主な質問は「職務上請求書不正使用事件に関連して」「駐車場整備に関する件」「小山市市民生活課との打ち合わせについて」「大学院との提携による司法研修の実施について」「理事の定数について」等。また、お願い・進言として「行政書士報酬統計調査報告の書式の改訂について」がありました。

行政書士としての感性を研ぎ澄ますための提案や司法研修への期待など、熱い思いのこもる質問、そして回答。各議案は慎重審議の結果、いずれも賛成多数により、原案通り可決承認され、総会は、午後４時閉会し、新しい年度がスタートしました。

（広報部）

神奈川県市町村電子申請・届出システム 代理申請機能説明会に参加して

さる５月１０日神奈川県横浜市で開催された標記説明会に栃木県行政書士会ＩＴ戦略特別委員会（現ＩＣＴ特別委員会）として参加しました。神奈川県代理申請の機能については、詳細の説明が誌面では困難ですので、書士会の２階に保管してある資料を参照いただければと思います。

今回は、この説明会終了後（午後５時）同会場で開かれた各単位会の意見交換会についての報告です。

全国から１１都県の単位会２２名が出席し、それぞれの単位会の近況報告がありました。先進県では、電子申請に代理申請が実装されたが、利用率が低い、一部の申請しか利用できない、行政書士の実力不足等の反省点が多く聞かれました。まだ、代理申請未対応の各県は、代理申請実装を自治体に働きかけているとの報告でした。（栃木会も同様）

自由討議で、紙ベース委任状の併用が必要、全ての申請・届出が代理申請対応となるべき、職務上請求も電子申請可能とすべき等の意見とともに、単位会を超えた情報交換の必要性が話題となりました。

（ＩＣＴ特別委員会　田渕　徹）

≪講座内容≫

○神奈川県電子自治体共同運営サービス電子申請・届出システムを利用した行政書士の代理申請について
講師：神奈川県企画部情報システム課ご担当

○電子定款の認証と業務ソフトの活用事例

○情報交換会および懇親会

住吉顧問　旭日中綬章　受章

春の叙勲において当会顧問で日本行政書士会連合会相談役住吉和夫先生は、５月１１日旭日中綬章を受章されました。当日の午前中に皇居において授賞式が挙行されました。午後４時から日本行政書士会館において、記念品の授与式を行い、その後、宮内一三連合会長主催の祝宴が催されました。

【略　歴】

S50.	11	栃木県行政書士会　入会
S54.	5～	栃木県行政書士会　理事
S56.	5～	栃木県行政書士会　副会長
S60.	5～	栃木県行政書士会　会長
S60.	6～	日本行政書士会連合会　理事
H5.	6～	日本行政書士会連合会　会長
H15.	5～	栃木県行政書士会　理事
H17.	5～	栃木県行政書士会　顧問

【受章歴】

S57.	6	日本行政書士会連合会会長表彰状授与
S60.	5	栃木県行政書士会会長感謝状授与
S61.	5	栃木県行政書士会会長表彰状授与
H2.	6	日本行政書士会連合会会長表彰状授与
H3.	5	栃木県行政書士会会長感謝状授与
H3.	5	栃木県知事表彰状授与
H4.	6	日本行政書士会連合会会長表彰状授与
H6.	5	自治大臣表彰状授与
H13.	2	日本行政書士会連合会会長表彰状授与

栄えある受章　おめでとうございます

岸相談役　黄綬褒章　受章

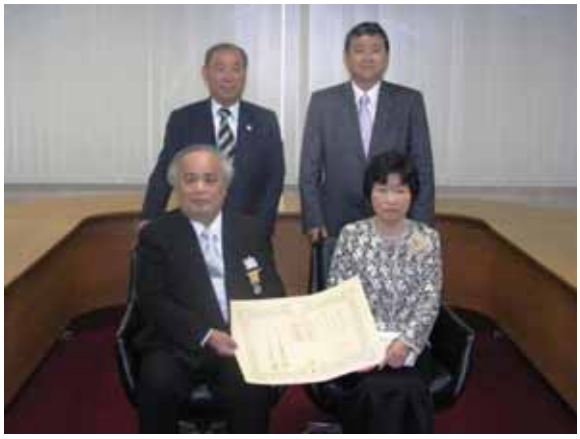

【略　歴】

S50.	11	栃木県行政書士会　入会
S54.	5～	栃木県行政書士会　理事
S60.	5～	栃木県行政書士会　副会長
H3.	5～	栃木県行政書士会　会長
H5.	6～	日本行政書士会連合会　理事
H9.	5～	栃木県行政書士会　理事
H11.	6～	日本行政書士会連合会　理事
H15.	5～	栃木県行政書士会　副会長
H16.	5～	栃木県行政書士会　会長
	6～	日本行政書士会連合会　理事
H17.	5～	栃木県行政書士会　相談役

【受章歴】

S57.	6	日本行政書士会連合会会長表彰状授与
S60.	5	栃木県行政書士会会長感謝状授与
S61.	5	栃木県行政書士会会長表彰状授与
H2.	6	日本行政書士会連合会会長表彰状授与
H3.	5	栃木県行政書士会会長感謝状授与
H6.	6	日本行政書士会連合会会長表彰状授与
H12.	5	栃木県行政書士会会長感謝状授与
H15.	5	栃木県知事表彰状授与
H15.	6	総務大臣表彰状授与

当会前会長岸宏先生は、５月１７日黄綬褒章を受章されました。当日の午前１０時より日本行政書士会館において伝達式が挙行されました。会場を移し、赤坂プリンスホテル本館において宮内一三連合会長主催の祝宴の昼食会が催されました。その後、総務省手配のバスにより皇居に向かい天皇陛下に拝謁を行いました。

当会にとっては一度に二人の受章となり、本当に名誉であると共に会員の誇りでもあります。

（会長　浅野吉知）

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	№頁
2日	火	サーバ管理	田代理事	①
9日	火	サーバ管理	田代理事	②
10日	水	総務部会	会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下副部長 鈴木康夫理事　和賀井理事　古家専門部員	③
		電子行政書士業務初級講座受講	田渕委員長　関副委員長　白澤理事	P.3
11日	木	住吉和夫顧問 旭日中綬章祝賀会	会長	P.4
		栃木支部　総会	前澤副会長	―
		編集会議	秋田副会長　新井部長　清水副部長　山本理事 田代理事	④
12日	金	労働保険手続き	根岸理事	⑤
		会員管理システム	岡井部長　前澤副会長	⑥
		強調月間の横断幕掲示申請	石塚部長	⑦
13日	土	佐野支部　総会	秋田副会長	―
		那須支部　総会	会長	―
		宇都宮支部　総会	会長	―
		足利支部　総会	堀越副会長	―
		塩那支部　総会		―
14日	日	(社)栃木県柔道整復師会　総会	会長	―
16日	火	総務部と議長団との打ち合わせ	会長　宮嶋副会長　秋田副会長　前澤副会長 堀越副会長 岡井部長 木下副部長 鈴木康夫理事 風間部長　毛塚部長　山ノ井会員　高橋会員	⑧
		小山支部　総会	会長	―
		芳賀支部　総会	秋田副会長	―
17日	水	岸宏相談役　黄綬褒章伝達式	会長	P.4
19日	金	平成１８年度定期総会・定期大会		P.3
		税務手続き	柳川部長	⑨
20日	土	埼玉会　定期総会	堀越副会長	―
22日	月	栃木県文書学事課　訪問	会長　秋田副会長　宮嶋副会長	⑩
		栃木県情報政策課　訪問	前澤副会長　田渕委員長	⑪
23日	火	栃木県土地家屋調査士会　総会	会長	―
		山梨会　定期総会	前澤副会長	―
24日	水	神奈川会　定期総会	会長	―
		新潟会　定期総会	宮嶋副会長	―
		栃木県建築士会　総会	前澤副会長	―
25日	木	茨城会　定期総会	秋田副会長	―
		社会保険手続き	根岸理事	⑫
26日	金	東京会　定期総会	堀越副会長	―
		静岡会　定期総会	会長	―
		長野会　定期総会	宮嶋副会長	―
		(社)栃木県建築設計事務所協会 総会	前澤副会長	―
		(社)栃木県宅地建物取引業協会 総会	秋田副会長	―
27日	土	千葉会　定期総会	秋田副会長	―
		栃木県司法書士会	宮嶋副会長	―
30日	火	会社法ＤＶＤ研修会	前澤副会長　風間部長 石田副部長 江藤理事 渡辺専門部員	⑬
31日	水	ＡＤＲセンター発会式	会長　松岡英彦理事	⑭

① サーバ管理
2日 PM5：00～6：00

【内容】
1.メール転送不可会員の原因調査
2.メールアカウントの整理

② サーバ管理
9日 PM1：30～3：00

【内容】
1.メールサーバーメンテナンス作業
2.メールサーバーのバックアップ作業

③ 総務部会
10日 PM1：30～5：00

【内容】
1.来賓者挨拶代表者について
2.会長表彰・感謝状について
3.招待者名簿について
4.会員出席数について
5.委任状の取り扱いについて
6.定期総会・定期大会質問書について
7.総会準備について

④ 編集会議
11日 PM1：30～4：00

【内容】
1.「行政とちぎ5月号」の編集・校正
2.パンフレットの作成について
3.カレンダー作成について
4.その他

【決定・検討事項】
2.作業スケジュールの確認　6／上発注
わかりやすい表現の工夫
3.広く意見を聞く
→総会時にアンケート
4.ホームページに寄せられた意見を生かす取組み

⑤ 労働保険手続き
12日 PM1：30～4：00

【内容】
労働保険の保険料申告書作成、提出

⑥ 会員管理システム打ち合わせ
12日 PM1：30～4：00

【内容】
仕様検討

⑦ 強調月間の横断幕掲示申請
12日 PM2：00～4：00

【内容】
1.道路占用許可申請書提出
（宇都宮市役所）
・強調月間実施に伴う横断幕掲示願い
・ペディストリアンデッキの占有料金免除願い

⑧ 総務部と議長団との打ち合わせ
16日 PM1：30～5：00

【内容】
1.宇都宮支部の理事補充について
2.バス利用者の対応について
3.質問書について検討
4.会議の進行、議案審議について

⑨ 税務手続き
19日 PM1：00～1：30

【内容】
法人税申告書作成

⑩ 栃木県文書学事課訪問
22日 AM9：20～11：00

【内容】
総会出席のお礼訪問

⑪ 栃木県情報政策課訪問
22日 AM10：30～11：30

【内容】
担当者の交代に伴うご挨拶、協議

⑫ 社会保険手続き
25日 PM4：00～5：00

【内容】
事務局長の退職に伴う社会保険手続き

⑬　会社法ＤＶＤ研修会
３０日　ＰＭ１：３０～３：４０

【内容】
1.研修内容：会社法改正の経緯と特色
2.研修項目：株式会社の
①機関設計
②株式の内容・種類
③組織再編
④内部統制システム
⑤株主代表訴訟等

⑭　ＡＤＲ相談ｾﾝﾀｰ発会式(埼玉会)
３１日　ＰＭ３：００～３：３０

【内容】
1.ＡＤＲ相談員研修会及び委嘱状交付式
2.ＡＤＲ相談センター発会式
3.長島敬一埼玉会会長講演
「定時総会で決定した運営についての具体的な活動」
4.上田清司埼玉県知事の講演
「上田流県政改革」
～ゆとりとチャンスの埼玉づくり～

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■烏山支局における不動産登記事務のコンピューターによる処理の開始について	06/05/09	宇都宮地方法務局
■黒磯出張所における不動産登記及び商業・法人登記のオンライン化について	06/05/12	宇都宮地方法務局
■会社法改正に伴う建設業施行規則・経営事項審査の修正について	05/05/11	日行連
■「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」の一部改正について	05/05/18	日行連
■会社法施行による行政書士法の改正について	06/05/18	日行連
■「今後の基幹技能者制度の推進に関する指針」について	06/05/19	日行連
■「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の公布について	06/05/24	日行連
■行政書士の派遣事業を可能とするための「行政書士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について	06/05/29	日行連
■電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の公布について	06/05/29	日行連
■建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について	06/05/30	栃木県土木部
■電子代理申請についてのアンケート・都道府県・市区町村の電子申請システム進捗状況の集計報告	06/06/01	日行連
■種苗法施行規則の一部を改正する省令等に関する通知文書の送付について	06/06/05	日行連

「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」の一部改正（H18.5.1 付）

栃木県土木部長から当会会長宛に、下記の通知の写しが送付されましたので、掲載します。

「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」
及び「建設業許可事務ガイドライン」の一部改正（H18.5.1 付）

会社法（平成１７年法律第８６号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号。以下「整備法」という。）が５月１日に施行されること等を受け、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成１３年国総建第９９号）」等について、一部改正を行いました。

改正後の内容につきましては、国土交通省のホームページに掲載しているところです。
（国土交通省ホームページアドレス　http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/index01.htm）

【主な改正点】

通知中の用語の置き換え

会社法等の施行により、例えば、有限会社に係る制度が廃止（既存の有限会社は、株式会社（特例有限会社）として存続。）されること等を踏まえ、通知中の用語について、所要の改正を行った。

（用語の変更例）
- 「株式会社及び有限会社」⇒「株式会社」
- 「合名会社及び合資会社」⇒「持分会社」
- 「委員会等設置会社」　⇒「委員会設置会社」
- 「営業年度」　⇒「事業年度」
- 「営業報告書」　⇒「事業報告書」　等

（建設業許可の基準、建設業許可事務ガイドライン）

通知中の引用・準用等規定の整備

通知中、整備法等により改正される旧商法等を引用・準用している箇所につき、所要の改正を行った。（建設業許可事務ガイドライン）

建設業法の５．１改正に伴う記載の変更

整備法により、５月１日付けで建設業法が改正され、建設業許可の欠格要件を定めた法８条に係る規定が変更となることを踏まえ、通知中の関連箇所について、所要の改正を行った。（建設業許可の基準）

以　上

※なお、改正後の許可基準等の詳細資料は、Ａ４で５４頁、別表３頁、別紙９頁、新旧対照表１１頁あります。

会社法改正に伴う建設業施行規則・経営事項審査の修正について

日本行政書士会連合会
事務局　　業務課

平成１８年５月１０日に開催されました「中央建設業審議会総会」にて、今般の会社法及び会社計算規則の施行に伴う「建設業法施行規則の改正、経営事項審査の修正」に関する概要及び今後の予定が発表されました。

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和２４年７月２８日建設省令第１４号）で規定されており、その内容は商法、商法施行規則、企業会計原則等に準拠して定められているところ。

今般、平成１８年５月１日に会社法（平成１７年法律第８６号）及び会計計算規則（平成１８年２月７日法務省令第１３号）が施行されることに伴い、株式会社が作成すべき各事業年度に係る計算書類について、変更が発生することとなる。

これに伴い、建設業法施行規則についても所要の改正を行う必要があり、会社法施行後の会計指針等が明らかになり次第、速やかに改正を行う予定。また、併せて、経営事項審査の評価項目についても、所要の修正を行うもの。

１．建設業法施行規則の主な改正点

(1)貸借対照表の「資本の部」を「純資産の部」に変更

従来の「資本の部」を「純資産の部」に変更し、「純資産の部」を株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式）、評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金）及び新株予約権に区分する。

(2)計算書類の「利益処分案」を廃止

剰余金の配当、役員賞与など、旧商法では利益処分案として株主総会で決議されてきた項目が、会社法ではそれぞれ個別議案として承認を受けることになるため、「利益処分案」の様式を廃止する。

(3)計算書類に「株主資本等変動計算書」を新設

事業年度中における純資産の部の変動内容を報告する計算書類として、新たに「株主資本等変動計算書」を新設する。

２．経営事項審査の評価項目の修正点

(1)自己資本の定義の修正

Ｘ２項目の自己資本額及びＹ項目の自己資本比率等の指標で評価対象としている「自己資本」の定義について、上記１（１）の通り「資本の部」が「純資産の部」に変更されることに伴い、所要の修正を行う。

(2)キャッシュ・フローの定義の修正

Ｙ項目で評価対象としているキャッシュ・フローの定義について、従来は「利益処分案」の株主配当金及び役員賞預金の額を反映させていたが、上記１（２）の通り「利益処分案」が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

栃木県土木部長から当会会長宛に、下記の通知の写しが送付されましたので、掲載します。

国 総 建 第 ３ ７ 号
平成１８年４月２８日

栃木県土木部長　殿

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

平成十八年四月二十八日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第六十号）が公布されました。

今回の改正は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）等が平成十八年五月一日から施行されることに伴い、建設業法施行規則の別記様式等について所要の改正を行うものであり、同日から施行することとしています。今般の改正の主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはその趣旨に従い、事務処理に当たっては遺漏なく措置されるよう、お願いします。

なお、建設業者が作成する計算書類等に係る規定及び様式並びに関係告示等については、六月中を目処に改正を行う予定ですので、御留意願います。

記

１．有限会社法の廃止について

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、有限会社法（昭和十三年法律第七十三号）が廃止されます。会社法の施行時にすでに設立されている有限会社は、会社法上の株式会社として存続しますが、定款の変更等一定の手続をしない場合には、特例有限会社に移行することとなります。特例有限会社は、従前の有限会社とほぼ同様の規律の適用を受けることとなり、商号には、「有限会社」という文字を使用しなければなりません。

この改正を踏まえ、許可申請及び毎事業年度経過後の際に許可行政庁に提出すべき書類について、特例有限会社は従前の有限会社と同様、事業報告書及び附属明細表を求めないことにしました。
また、別途様式中の「有限会社」という用語を「特例有限会社」と変更しています。

２．合同会社の創設について

会社法の施行によって、柔軟な経営が可能な有限責任の法人として、合同会社という会社類型が創設されることとなりました。この改正に伴い、別記様式において法人の種類及び略号を定めている箇所に「合同会社（合）」を追加することとしました。

３．会計参与の創設について

会社法の施行によって、株式会社は、計算書類を取締役等と共同作成する等の職務を行う会計参与を設置できるとされました。会計参与は会社法上の役員とされているため、別記様式中「取締役、執行役又は監査役」と記載されている箇所を「取締役、執行役、会計参与又は監査役」との記載に変更しています。

４．用語の整理、改正・廃止された法律の手当について

会社法においては、法文の現代語化に併せて用語の整理も行っているため、当該整理された用語を建設業法施行規則において引用している箇所について、同様の整理を行いました。

具体的には、「営業」を「事業」に変更し、「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に変更し、

「業務執行権を有する社員」を「業務を執行する社員」に変更しています。
　また、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、商法等が改正され、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）や有限会社等が廃止されますが、それらの法律を引用している箇所については、「旧商法」や「廃止前の有限会社法」のように措置をしています。
　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の廃止により、当該法律において定義されていた「小会社」という概念がなくなりますが、従前「小会社」に分類されていた株式会社については、今回の改正後も附属明細表を求めないこととしています。

５．経過措置規定について
　以上の改正により、別記様式が一部変更となりますが、当分の間、従前の様式を使用できる旨、経過措置において規定しています。

　※なお、新様式資料・旧様式資料は各々１９ページあります。

今後の基幹技能者制度の推進に関する指針について

　日行連農林建設部より下記のとおり情報提供がありました。

　国土交通省では「今後の基幹技能者制度の推進に関する検討方向（試案）」と題した指針をとりまとめました。内容としては、基幹技能者を建設業法上の主任技術者制度の中で明確に位置づけるとともに、経営事項審査等での評価対象とする施策を打ち出しております。

　ここでは、イメージ図のみ掲載いたします。

参考：「基幹技能者」の建設業法の主任技術者制度における位置づけのイメージ

　基幹技能者について、その資格要件（実務経験10年・1級技能士資格保有等）及び役割として現場での高度な作業管理を期待されている状況に鑑み、専門工事業に係る主任技術者の中でも中核的な役割を担うものとして位置づけを整理。

〈「基幹技能者」の建設業法の主任技術者制度における位置づけのイメージ〉

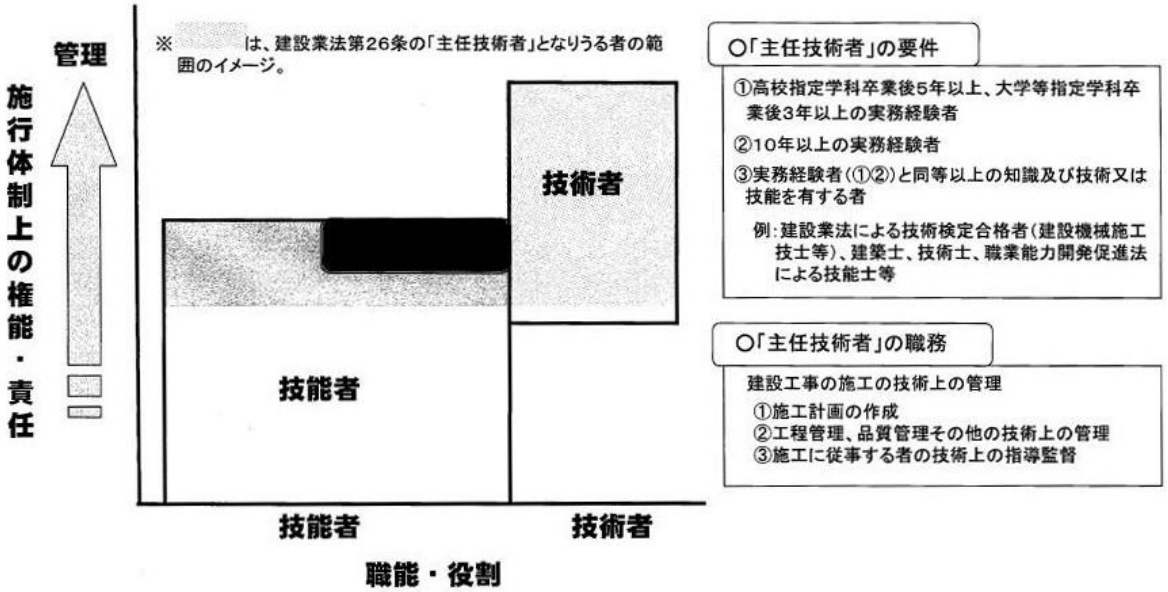

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の公布について

１．公布日：平成１８年５月２６日
２．施行日：公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日
※　お知らせの概要については、「月刊日本行政７月号」に掲載されます。
　　ここでは、参考までに公的個人認証サービスの主な対象手続を掲載します。

公的個人認証サービスの主な対象手続

国（11府省庁）
- 自動車検査登録（自動車保有関係手続ワンストップサービス）
- 国税の電子申告
- 社会保険関係手続
- 国民年金及び厚生年金の年金加入状況・年金見込額の提供
- 商業・法人登記申請
- 不動産登記申請
- 動産譲渡登記申請
- 電子入札
- 恩給関連の申請
- 無線局、無線従事者の免許
- 航空従事者技能証明の申請等
- 公認会計士試験の受験願書の提出
- たばこ小売販売業の許可
- 特定非営利活動法人の事業報告書の提出

今後、国の機関の手続・各地方公共団体の手続が順次追加される見込み。

都道府県（45団体）
- 自動車税・自動車取得税申告(自動車保有関係手続ワンストップサービス)
- 旅券関係手続
- 都道府県税の電子申告
- 道路占用許可申請
- 高圧ガス保安法関係手続
- 調理師免許関係手続
- 特定非営利法人関係手続

市町村（24都道府県内の市町村）
- 住民票の写しの交付申請
- 各種証明書（印鑑登録証明書、納税証明書、所得証明書等）の申請
- 市町村税の電子申告
- 介護保険関係手続
- 児童手当関係手続
- 国民健康保険関係手続
- 医薬品販売業関係手続
- 浄化槽使用関係手続

（注）都道府県、市町村の対象手続は、地方公共団体ごとに異なる。

登記申請のオンライン化について（黒磯出張所）

オンラインを利用することにより、窓口に出向くことなく、自宅やオフィスなどからインターネットによる申請が可能となり、指定を受けた登記所であれば、オンラインによる登記申請ができます。県内の登記所では宇都宮地方法務局登記部門（管轄している市町は、宇都宮市・さくら市・河内郡河内町・河内郡上河内町・河内郡上三川町・塩谷郡高根沢町）、黒磯出張所（管轄している市町は、那須塩原市（不動産については大田原支局の管轄に属する地域を除く）・那須郡那須町）が、受付可能な登記所となります。

なお、書面による申請も、従来どおり受け付けています。

＊オンライン申請の指定を受けた登記所の一覧は、法務省ホームページで確認できます。

【宇都宮地方法務局黒磯出張所のオンライン化】

宇都宮地方法務局黒磯出張所では、不動産登記及び商業・法人登記の申請について、平成１８年７月１０日からオンライン申請の受付を開始します。

これにより、従来どおり登記所に提出する登記申請のほか、インターネットを利用して登記を申請することが可能となります。

また、登記事項証明書及び印鑑証明書の請求もインターネットを利用して行うことが可能です。なお、詳しい申請手続きは、宇都宮地方法務局黒磯出張所までお問合せ下さい。

○法務省オンライン申請システムのページ
http://shinsei.moj.go.jp/
○証明書オンライン請求のページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji71.html

宇都宮地方法務局黒磯出張所
ＴＥＬ：０２８７－６２－０２３０

不動産登記事務がコンピュータ処理に変わります（烏山支局）

宇都宮地方法務局烏山支局が管轄する不動産（土地・建物）登記事務について、平成１８年７月２４日（月）からコンピュータによる処理を開始します。

≪コンピュータにより取り扱う業務≫
・土地・建物の登記事務
≪コンピュータにより取り扱わない業務≫
・平成１８年７月２４日より前に閉鎖した土地・建物の登記事務
・工場財団、立木、鉱業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団、観光施設財団及び船舶登記事務

不動産登記事務がコンピュータ処理に変わることにより、現行の登記簿謄本（抄本）に替わり、**「登記事項証明書」**を発行します。ただし、共同担保目録については、今後コンピュータ処理を行う予定であり、当分の間、現行どおりの取扱いとなります。

また、コンピュータ化後は、登記簿の閲覧の制度はなくなり、登記事項の主要部分を記載したものを**「登記事項要約書」**として発行します。**「登記事項証明書」**及び**「登記事項要約書」**の詳細については、係員までお尋ねください。

現行の登記簿は、コンピュータ化により閉鎖しますが、閉鎖登記簿として謄本（抄本）の請求や閲覧をすることができます。

なお、不動産登記事務のコンピュータ処理の開始と同時に、不動産登記事務がコンピュータ化されている他の法務局の土地・建物の登記事項説明書を発行することができる**「登記情報交換システム」**の運用も開始します。

同時に、インターネットにより烏山支局管内の土地・建物の登記事項を確認することができる**「登記情報提供サービス」**の運用も開始します。

御不明な点は、宇都宮地方法務局烏山支局まで。

宇都宮地方法務局烏山支局
ＴＥＬ：０２８７－８２－２２５１

基礎研修会開催のお知らせ

○ 日　　時　平成１８年７月２０日（木）１３時３０分から１６時５０分
○ 場　　所　栃木県行政書士会館２Ｆ
○ 受 講 料　１項目５００円
○ 講　　師　行政書士：住吉和夫、前澤眞一、市川浩一（敬称略）

	時　　間	研修項目	研修内容
１時限目	13:30 ～14:30	行政書士の取り扱い業務について	・行政書士取り扱い業務について、その概略を解説
２時限目	14:40 ～15:40	諸証明書交付申請及びその見方	・戸籍、住民票、納税証明書、公図の写しの取得方法及びこれらの書面の見方の概略を解説
３時限目	15:50 ～16:50	事務所経営と報酬額の考え方について	

申し込み締切日：平成１８年７月１３日
事務局までＦＡＸにてお申し込み下さい。(ＦＡＸ　028-635-1410)

『基礎研修会』(7/20 開催)参加申込書　平成１８年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　**氏名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「契約」法定業務ビデオ研修会開催のお知らせ

研修内容は、条文・判例の解説が中心となっています。

○ 日　　時　平成１８年８月２日（水）　１０時から１７時１０分まで
　　平成１８年８月３日（木）　１０時から１６時００分まで
○ 場　　所　栃木県行政書士会館２階
○ 受 講 料　（テキスト代）　１，２００円
○ 希 望 者　（お弁当代１個）　　８００円

プログラム　第１日目　平成１８年８月２日（水）

	時　間	研　修　項　目
１時限目	10：00～11：00	第１章　民法契約法～５６５条
２時限目	11：00～12：00	第２章　契約各論～５６１条
３時限目	13：00～14：00	１担保責任の要件～（２）担保責任の内容
４時限目	14：00～15：00	（３）損害賠償の範囲～２買戻権譲渡の登記
５時限目	15：10～16：10	第３節　消費貸借～６００条
６時限目	16：10～17：10	第５節　賃貸借～６２０条

プログラム　第２日目　平成１８年８月３日（木）

	時　間	研　修　項　目
１時限目	10：00～11：00	第６節　雇用～６４１条
２時限目	11：00～12：00	第８節　委任～重要判例
３時限目	13：00～14：00	第３章　消費者契約法～１２条
４時限目	14：00～15：00	第４章　割賦販売法～最終まで
５時限目	15：10～16：00	効果測定

※受講料（テキスト代）１，２００円は当日集金致しますので、なるべくおつりのないようにお持ち下さい。
※テキストを発注する都合上、研修会にお申し込みされて、当日参加できない場合もテキスト代はいただくことになりますのでご了承願います。
※今回は法定業務研修のため、特に時間厳守でお願いします。また、補助者の方は受講できません。
※法定業務研修の認定を受ける予定ですので、効果測定の結果、日行連会長と研修センター所長の連名で修了証書が発行されます。

申し込み締め切り日
「契約」法定業務ビデオ研修会　　平成１８年６月３０日迄
※テキスト発注の都合上６月３０日（金）締め切りとさせていただきます。
尚、条文はテキストに書いてありますが、ご愛用の六法をお持ちの方はご持参ください。

事務局までＦＡＸにてお申し込み下さい。(ＦＡＸ　028-635-1410)

「契約」法定業務ビデオ研修会(8/2,3 開催)参加申込書　平成１８年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※昼食ご希望の方は、○をお付け下さい。

8 月 2 日（水）昼食	8 月 3 日（木）昼食

支局情報

～各支部で定期総会開催される～

【那　須】

平成１８年度那須支部定期総会を、５月１３日午前１１時より市内西那須野において、１８名の出席及び委任者３６名（支部会員６５名）で開催された。

篠原支部長の挨拶に続き、来賓として浅野書士会会長のご出席をいただきました。

羽柴会員を議長に選任し議案の審議に入る。

□議案第１号
　平成１７年度事業報告、収支決算承認

□議案第２号
　平成１８年度事業計画（案）収支予算（案）について

□議案第３号
　日本行政書士政治連盟栃木会、那須分会総会
　平成１７年度活動経過報告承認、
　平成１８年度活動方針（案）

以上提出議案を慎重審議し、可決する。

新加入会員を含め、特にご来賓の浅野会長からの業務推進、行政書士政治連盟との係り等について拝聴出来たことを一同感謝し、総会を終了しました。

（支局長　君島健司）

【足　利】

足利支部では、平成１８年５月１３日（土）午後５時より、足利市民会館において、委任状を含め６７名出席し、平成１８年度足利支部定期総会が開催されました。

杵渕会員の司会により､物故会員に対する黙祷、殿岡支部長の挨拶のあと、来賓として、茂木敏充衆議院議員、県の堀越副会長よりご祝辞をいただきました。

議長に松長会員が選出され、平成１７年度事業報告・同決算報告及び平成１８年度事業計画・同予算の各議案は慎重審議の上、承認されました。

総会のなかで、５月よりスタートした足利市役所での市民相談室、また会社法の研修会等について討論がありました。

総会には新入会員の木村会員、渡邊会員も参加され、総会終了後、懇親会を開催し、会員間の親睦を深め、情報交換等を行い散会となりました。

（支局長　金井善久）

【塩　那】

５月１３日土曜日午後、那珂川町小口の山水館ホテルにおいて塩那支部定期総会が開かれた。

出席会員は１３名。鈴木副支部長の開会の言葉に続いて、高野支部長挨拶があり、５月入会の伊藤榮吉会員と１２月入会の小泉賢会員の紹介、支部状況報告を受けて議事に入った。

平成１７年度事業報告、決算報告と監査報告、１８年度の事業計画、予算案の審議は滞りなく進行し認められた。今年度の主な事業計画の具体的内容としては、①支部研修会は８月下旬､「会社法改正について」②支部研修旅行は、１０月初旬に日帰りで鹿島、銚子方面予定。

また平成１９年度定期総会の時期は４月初旬に実施することも予定に入れ、出席者の活発な発言と意見交換のうちに約２時間で定期総会を終了した。

（支局長　長谷川久夫）

【宇都宮】

平成１８年５月１３日土曜日、宇都宮支部平成１８年度定期総会が市内の「ホテルニューイタヤ」において開催された。

来賓には栃木県知事福田富一氏、参議院議員簗瀬進氏が参加、祝辞を述べられた。

宇都宮支部は現在、会員総数２３３名。総会には３０名が出席、委任状出席者は８３名であった。

議案審議は滞りなく進行し、会員からの積極的な質疑を受けながら、すべての議案が可決承認された。

また、本部理事欠員に伴い、宇都宮支部から理事１名の選考を行うこととなったため、石川圭一会員を拍手多数で推薦した。

総会終了後、同ホテルにて定例の懇親会が開かれ、栃木県行政書士会浅野会長他、関係団体の来賓を含め、和やかな宴をもった。

その後の二次会にも多くの会員が参加、多方面にわたる話題に花を咲かせ、実り多い交流会を楽しんだ。　（支局長　深見　史）

【小　山】

平成１８年５月１６日火曜日、午後４時より、小山市内「ベルジューネ小山」にて、平成１８年度定期総会を開催しました。小山支部会員数７３名・出席者数２４名・委任状提出者２９名の合計５３名を以って、総会が有効に成立したことをご報告申し上げます。

内容は例年通り、平成１７年度事業報告並びに決算報告、平成１８年度事業計画案並びに予算案を審議した結果、満場一致で承認可決され、滞りなく議事が終了したことを重ねてご報告致します。

当総会には、県から浅野会長、友好支部からは栃木支部の青木支部長が来賓としてお越しいただき、暖かい祝辞をいただきました。また、今回新たに南河内町が小山支部の仲間に入り、会員数も増え、より活気のある支部作りが構成されるのではないかと期待に胸を膨らませています。

その後同所にて、５時から懇親会が開かれました。新たなメンバーと顔合わせができ、これからの書士会の発展や、自分たちに与えられた使命をおおいに意見交換することができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。

平成１８年度、新たなメンバーと新たに出発、より良い支部作りができるよう、心機一転ますます邁進して行く所存です。

（支局長　土方美代）

政連だより

平成１８年度定期大会開催

平成１８年５月１９日(金)午後４時１５分から、小山市の「小山グランドホテル」で、平成１８年度日本行政書士政治連盟栃木会定期総会が開催されました。

来賓の宇都宮市市議会議長諏訪利夫様、小山市市議会議員石渡丈夫様、西方町町議会議員和賀井良雄様、同じく山ノ井一男様からご挨拶を頂戴したあと、議事に入りました。

第１号議案から第６号議案まで、慎重審議の結果、全議案とも賛成多数により、原案通り可決承認されました。

（広報部）

支局かわら版

ホタルを見に行こう！名草ホタルまつり －足利支部－

今回は、足利市の名草地区で例年６月１０日～６月３０日まで開催される『名草ホタルまつり』をご紹介します。

名草は「ゲンジホタル」の里です。

ホタルの幼虫は、水が豊富に流れている環境の良い河川にのみ生息する生物ですから、ホタルは環境の良し悪しを知らせるバロメーターであります。名草地区を流れる名草川やその流域の小河川は、以前ホタルの名所で、特に大型で光の強いゲンジボタルが多く飛んでいました。

しかし､河川の汚れから年々ホタルの数が減り、光の乱舞が見られなくなりました。このため『低毒性の農薬を使い、生活雑排水を自粛し、川をきれいにしよう』と水質浄化に対する協力を呼び掛けました。そして、自治会、育成会、観光協会などが協力し合い、ホタルの保護に乗り出し、昭和６１年６月に『名草源氏ホタル保存会』(山口与市会長、役員４５名、会員全世帯６５０戸）を発足しました。

その後、ホタルの権威者である理学博士の大場信義先生を招いての学習会をはじめ先進地の視察等をしてホタルの保護増殖のため山間地の休耕田を利用して人口流水路を造り、カワニナと人工孵化したホタルの幼虫を放流し、小規模ながらホタル保存事業に着手しました。

現在このような養殖池が２ヶ所あります。平成元年４月２９日『名草ホタルの里』が小動物生息保全地域として環境庁の『ふるさといきものの里』に認定され、地域住民の保護活動の展開は尚一層高まってきました。

『ふるさといきものの里』認定を記念して、平成元年第１回『名草ホタルまつり』を開催しました。現在、地域ぐるみの水質浄化に対する運動、県土木によるホタルのすみよい河川改修、又看板を立ててホタル保護の呼びかけ等により、名草川や小河川に自然繁殖したホタルも多くなり、毎年開かれる『ホタルまつり』には近郷をはじめ関東一円から訪れる多くの方々を、数えきれない小さな光の飛び交う幻想的な世界へ誘っています。

（名草源氏ホタル保存会　ホタルマップより）

〔名草ホタルまつり〕

ホタルの乱舞のピークは午後８時から９時頃で、蒸し暑く雨の降らない夜に、特に大坂養殖池周辺で多く見られます。

また、まつり期間中は、地元農産物などの販売もあります。

平成１８年６月１０日～６月３０日まで

お問い合わせ先　名草公民館
電話番号：０２８４－４１－９９７７

（支局長　金井善久）

おじゃましま～す！

今回は宇都宮支部の小林幸雄先生の事務所におじゃましました。事務所は白沢街道から豊郷南小学校の脇を北に１８０m程入ったところで、柴病院の西隣になります。取材を申し込む度、何度も逃げられましたが、広報部員を甘く見てはいけません。ストーカーと化してなんとか捕捉に成功しました。

氏　名　小林幸雄
事務所　宇都宮市竹林町５１３
入　会　１９９５年4月3日

入会の動機は？
「個人で独立開業してみたかった」

得意業務は？
「会計記帳、風俗営業、倉庫業」

行政書士になって良かったことは？
「時間に縛られないことです」

なって苦労したことは？
「初めての仕事では勉強が大変です」

ご家族は？
「独身」
…皆さんこの人うそつきです。
美人の奥さんと二人の娘さんがいらっしゃいます。我が道を行くタイプの七歳と、強情頑固な三歳の姉妹だそうです（父親似？）。最近物騒ですから心配ですねぇ、と話していたら、防犯ブザー、ＧＰＳ携帯、その他装備で武装しているそうです。可愛いからってうかつに声をかけないよう釘を刺されました。ハイ気を付けます。

趣味は？
「旅行です」
海外が多いそうで、独身時代はよく一人旅に行っていたそうです。

モットーは？
「なし」

好きなことばは？
「なし」

好きな色は？
「なし」

こわいものは？
「なし」

今後チャレンジしたいこととか
「ないですね」

最後に一言
「とくになし」

えーと…
「なし」

…ってちょっと！これはインタビュアーへのイジメでしょうか（しかも楽しそう）。こうなったら心の声を勝手に想像して書いてしまおうかとも思いましたが、後が怖いのでやめておきます。
　あ、しまった、この展開なら「好きな果物」も質問するべきでしたね。まだまだ修行が足りません。

宇都宮支部副支部長として活躍中の小林先生。関連団体の役員をも務め、激務をこなしておられます。いつもお世話になっております。頭上がりません。今回強引に押しかけての取材でしたが、ちょっと（？）いじめられただけですみました。ありがとうございました。

（広報部　田代昌宏）

釣紀行18

朝一番で入渓すれば半日は遊べる。ただし、我々の前に釣り人がいなければの話だが、ゴールデンウイーク中で天気も良く、川でキャンプしているかもしれない。（山中の渓流釣りの場合、先に川に入渓した者が優先的に上流に釣り上がれる、暗黙のルールがあるが、最近それを守らなくなっている人がいるので、困ったものである。）まあ其の時はそのときで別の場所にいけばいいが、折角行くのであるからやはりそこに入りたいと、早起きし愛車を駆り立てて車止めまで行くと、「ラッキー！」先行者がいない、天気は上々、最高の気分で車を降りた。

今日の同伴者は愛息Ｉ君。二人支度を整え入山し１５分ほどで川に到着、早々釣り始めたＩ君、「ホーホケキョ」と近くでウグイスが鳴いている。ミソサザエも綺麗なメロディーでさえずっている。久しぶりに見た山セミが魚を狙って木の枝にとまっている。新緑が目に優しく映る早朝の清々しさを五感に感じながら、渓谷のすばらしさを味わっていた二人だが、束の間の幸せは３０分後に三人の入渓者によって破られた。二人の下流１００ｍほどに現れた三人組は、我々を発見すると戻るかどうしようかと迷っていたようだが、結局下流に二人下りていった、しかし思い切れない一人が我々のいるほうに上がってくるようだ。ゆっくり半日を森林浴で過ごす計画の我々はそうもいかなくなり、やや足早に上流へと進んだ。少し経って下流に目をやると、諦めたのか途中で引き返したようだ。ほっとして又もとのゆっくりとしたペースに戻った二人、川幅約１０ｍ位の流れの中に入り釣りに没頭していた。

突然、対岸でボキッ、ゴロン、ガシャンと音がした。誰か我々を出し抜いて山越えをし、上流にでも向かったのかと思いながら目を向けると、目の前に真っ黒い服を着た者が枝沢伝いにこちらへ向かってくる、距離は約８ｍ。「やばい、ヤラレル！」「クマだ！」と叫んだ瞬間、張り裂けんばかりの大声で「ワー！　ワー！　ワー！・・・」と何回となく怒鳴った。東北と違い県内なので、ハイキング気分で沢に入っていたので、熊除鈴はつけていないし当然山刀も所持していない、あるのは何にもならない涸れかかった水鉄砲のみ。

大声にビックリしたクマは急停止し我々のいるほうを見た。黒々とした立派な毛並み、タップリ太って私よりデカイ。しかし、目と目があった途端身をひるがえし、沢伝いにゆっくりと上流の山へと逃げていったが、紳士的なクマで好かった。親子連れなら母熊に襲撃されただろう。そうすれば少なくとも私は大怪我をしただろう。なんと悪運強い私なのだ。帰ってすぐに宝くじを買えば当たるかもしれない、などと他人事のようで、まるで映画を観ているような情景だった。

気を取り直し、クマが逃げた上流に向かって、釣り始めた二人だが、我々の前に再度クマが現れないように注意し時々大声を出して進んだ。普段はあまり気にしないでいたが、途中岩の所々にクマの引っかいたあとが残っている場所が何ヶ所かあったのが目についた。

魚止めに達し、渓谷美の中、遅い朝食のオニギリで空腹を満たした。

帰り道、クマが逃げていった山中で夕食のおかずの山菜を採り、車に戻ったのはお昼ごろだった。Ｉ君には、春先の東北遠征前のウオーミングアップにしては過激すぎた。反省はサルでもできる。でも自然界の中に人間が入っていくということは、何でもありということだ。めげてはいけないし、過信してもいけない。ますます山が魅力的で渓流釣が好きになった。今度は東北で爆釣だー・・・・・

五蘊皆空

木子　岩魚

北那須地域の新緑も平年より若干おくれ気味だったが、山々はすっかり淡緑色で美観を呈しています。

新芽の時期となると、週末等は特に山間の道路は交通量が増しています。それは新芽を求める入山客の多いことです。

雪の多かったこの冬は、今でも山奥の場所に残雪がありやっと芽吹いた“ふきのとう”や、タラの芽、こごみ等、豊富な山菜が採取出来るからです。

芽吹き初(そ)む緑のトンネル木もれ陽の
やさしく包む命の光り

ふきのとうたらの芽こごみ春の彩(いろ)
今年(ことし)も元気に生きてゆきたし

近時の流行のせいか、山菜も道の駅等に並んでいますが、自然の中から採取する事の楽しさは格別なものであります。

自然環境への影響も極めて憂慮される点も多々あります。

樹木の損傷や、根こそぎ持ち去り、ゴミの置き

去り、まれには、車による路肩の崩壊等、多種です。地域の住民は最も大切に、長い期間を楽しむよう、山入りしています。

雨上りの若葉から陽を浴びて輝きながら落ちる水滴が、一層美しく深山の愛着が涌いてきます。

週末は、素晴らしい案内人の方につれられ入山し、山うど、タラの芽、こごみ等をとることができました。

新緑の谷より聞こゆる鶯の声
生き生きと心にひびく

（支局長　君島健司）

表紙写真　回顧（みかえり）の吊橋（那須塩原市）

＜アクセス＞
ＪＲ東北本線西那須野駅より
塩原温泉行バス３０分、回顧橋より徒歩３分
＜駐 車 場＞
あり（無料）１５台

明治の文豪尾崎紅葉の『金色夜叉』でも紹介されている橋です。

「道有れば水有り　水有れば必ず橋有り」

観光ガイドには「有名な『もみじ谷大吊橋』の上流に、ひっそりとたたずむ」と紹介されていました。この「ひっそりとたたずむ」に限りなく心惹かれて、訪ねました。

主策と呼ばれる４ｃｍのケーブルで支えられ、体重５５ｋｇの人間３６０人の重量に耐えられるそうです。

（広報部　新井紀代）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 18 年 5 月 31 日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	栃　木 小林　宙	１８９６ 06120789	H18.5.1	328-0123	栃木市川原田町 269	0282-24-1360	
	那　須 柏原輝雄	１８９７ 06120790	H18.5.1	324-0056	大田原市中央 2-7-9	0287-22-3723	
	小　山 松本正美	１８９８ 06120791	H18.5.1	323-0824	小山市大字雨ヶ谷新田 7-6	0285-27-0445	
	宇都宮 江口憲光	１８９９ 06120933	H18.5.15	321-0139	宇都宮市若松原 1-5-30-2	028-655-4551	
	栃　木 北岡正利	１９００ 06120934	H18.5.15	328-0007	栃木市大塚町 1206-15	0282-27-5995	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
佐　野	篠原保次	H18.5.22	廃　業	栃　木	山岸丕光	H18.5.31	廃　業

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
那　須	田渕　徹	１７２２	事務所名称	田渕行政書士事務所
那　須	安河内終一	１７７２	事務所	那須塩原市清住町 91-34
宇都宮	橋本伸治	１６７１	事務所	宇都宮市上戸祭町 691-3
宇都宮	篠塚啓一	１５９７	事務所 電話	上三川町多功 1513-1　第２石崎団地H-1 TEL 0285-53-3047
日　光	石海敏弘	１２６５	事務所 電話	日光市今市本町 19 TEL 0288-22-2363

事務局より

５月１９日を以って増田事務局長が退職され、事務局は３名体制となりました。何分経験不足で至らない点があるかと思いますが、頑張っていきたいと思っております。

会員の皆様には、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

増田事務局長を送る会にて

編集後記

ドイツでのサッカーW杯。公式球は日本製だという。糸を使わない独自の製法。見慣れた五角形のパーツではなく、プロペラ形だ。形がより球体に近づき、空気抵抗のムラを少なくし、極力ボールコントロールに支障をきたさなくした。選手がいつも同じ条件でキックできるという。華麗なプレーを支える究極の「無我無心ボール」か。

この虚心坦懐を見習い、囚われない心で、会員のためになる情報を発信し続けたいと願っています。総会も終わり新年度スタート。（広報部　新井）

行政とちぎ６月号№354

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

立山

小山支部　稲葉昌俊会員

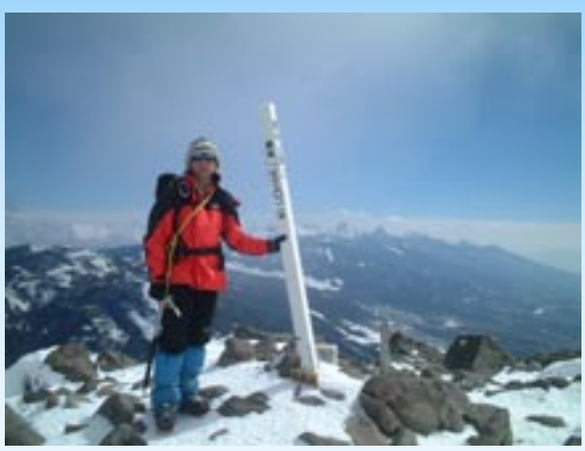

蓼科山頂

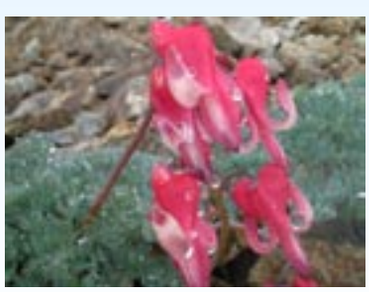

白砂山　コマクサ

巻機山　白山コザクラ